

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月29日

静岡県住宅供給公社理事長 矢野 弘 典

- 1 袋井市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社
- 2 袋井市に代わって管理を行う市営住宅等の名称
袋井市営住宅管理条例（平成17年袋井市条例第138号）別表左欄に掲げる名称
- 3 袋井市に代わって行う市営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
ただし、法第47条第3項に掲げる権限のうち第1号の一部（法第22条第1項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
 - (2) 市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 袋井市に代わって市営住宅等の管理を行う期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで